

# 新型コロナウイルス感染者が 発生してしまったら

漁業者向け

○ **食品を介して**新型コロナウイルス感染症に  
**感染したとされる事例は報告されていません。**

人への感染拡大を防止するため、  
**消毒を徹底してください。**

必要な箇所を、「**新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について**（厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ）」で**推奨される方法**（水及び石鹼による洗浄、熱水、アルコール消毒液、次亜塩素酸ナトリウム水溶液（塩素系漂白剤）、手指用以外の界面活性剤（洗剤）、次亜塩素酸水（一定条件を満たすもの）、亜塩素酸水）**により消毒**をしてください。

消毒箇所

頻繁に**手が触れる場所**

操船機器、漁船居住区域、ドアノブ、スイッチ類、手すり、水道の蛇口など

消毒方法

**消毒液**を浸したペーパータオル等で**拭き取り清掃**を行ってください。

※ 室内・船内での噴霧は健康被害につながるため行わないでください。

・ あらかじめ**消毒用資材・作業要員の確保**をしてください。

消毒用資材

・ **消毒液**と拭き取りに使う**使い捨てペーパータオル等**

作業要員

あらかじめ地域の関係者間で話し合い、  
**誰が消毒を実施**するのか、**役割を決め**ておきましょう。

※ 感染者が消毒するのはやめてください。  
（濃厚接触者が消毒するのにもなるべくやめてください。）

\* 次亜塩素酸消毒液を扱う際には、手袋着用など十分に注意して行ってください。  
※ 実際の消毒を行う場合は、地域の保健所に相談してください。

農林水産省

○ **新型コロナウイルス感染者が発生した場合でも、感染拡大をさせずに漁業生産を継続することが重要です。**

**作業前・作業中の健康確認をしてください。**

作業前  
(出航前)

作業前（出航前）の体調確認の結果、

- ① **発熱、強いだるさや息苦しさ**がある従業員・乗組員の方だけでなく、
- ② **同居されている御家族等に同様の症状**のある従業員・乗組員の方も、**作業・乗船を見合わせ自宅待機**をしてください。

作業中  
(航海中)

作業中（航海中）に、従業員・乗組員の方に発熱等の症状が出た場合は、

- ① **可能な限り、他の作業員・乗組員の方との接触を避ける**ようにして、
- ② **漁船は連絡した上で、最寄りの港へ寄港し下船**させるようにしてください。

〔 ※ 感染者が触れた場所や備品等については、消毒をしてください。 〕

**あらかじめ関係者が連携する体制を構築してください**

- 漁業者で新型コロナウイルス感染者が発生した場合に速やかに情報共有ができるように、地域の漁業協同組合等が中心となり関係者間の情報共有体制を構築してください。

漁業は、国民への食料の安定供給に重要な役割を担っており、新型コロナウイルス感染症の患者が発生した時の対応及び業務継続を図る際の基本的なポイントをお示ししました。水産庁としても全面的に協力いたしますので、対応していただくようよろしくお願いいたします。